

酪農学園大学科目等履修生規程

(目 的)

第1条 この規程は、酪農学園大学学則（以下「学則」という。）第43条第2項の規定に基づき、科目等履修生に関する事項を定める。

(資 格)

第2条 科目等履修生として志願することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 特別支援学校の高等部又は高等専門学校の3年次を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者（12年未満の課程の場合は、さらに、文部科学大臣により指定された準備教育課程又は研修施設の課程を修了する必要がある。）
- (4) 外国における、12年の課程修了相当の学力認定試験に合格した18歳以上の者（12年未満の課程の場合は、さらに、文部科学大臣により指定された準備教育課程又は研修施設の課程を修了する必要がある。）
- (5) 外国において、文部科学大臣により指定された11年以上の課程を修了したとされるものであること等の要件を満たす高等学校に対応する学校の課程を修了した者
- (6) 我が国において、外国の高等学校相当として文部科学大臣により指定された外国人学校を修了した者（12年未満の課程の場合は、さらに、文部科学大臣により指定された準備教育課程を修了する必要がある。）
- (7) 高等学校と同等と文部科学大臣に認定された在外教育施設の課程を修了した者
- (8) 文部科学大臣により指定された専修学校の高等課程を修了した者
- (9) 高等学校卒業程度認定試験（旧大検）に合格した者（なお、18歳に達していないときは、18歳に達した日の翌日から認定試験合格者となる。）
- (10) 酪農学園大学（以下「本学」という。）において個別の入学資格審査により認めた18歳以上の者

2 教育職員免許状授与の所要資格を得るために必要な授業科目を履修する科目等履修生を志願することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条の大学を卒業した者
- (2) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）附則第9項の表の定める基礎資格を有し、教育職員免許状（農業実習）の取得を希望する者

(受入れ時期)

第3条 科目等履修生の受入れ時期は、4月1日及び10月1日とする。

(出願手続)

第4条 科目等履修生を志願する者は、次の書類に第8条に定める検定料を添えて願出しなければならない。

- (1) 科目等履修生志願書（本学所定）
- (2) 履歴書（本学所定）
- (3) 最終学校の卒業証明書
- (4) 最終学校の成績証明書
- (5) 現職証明書
- (6) 写真2枚（正面上半身脱帽、最近3カ月以内に撮影したもの）
- (7) 健康診断書（最近3カ月以内に発行されたもの）

2 教職に関する授業科目を履修しようとする者は、前項各号の書類のほか、学力に関する証明書（教職課程）を添付すること。

(選 考)

第5条 前条の出願者の選考については、教務委員会及び教授会の議を経て、学長が決定する。

(手続及び許可)

第6条 前条により合格通知を受けた者は、指定の期日までに次の書類を提出するとともに、第8条に定める入学金及び科目等履修料を納付しなければならない。

- (1) 誓約書
 - (2) その他本学の指定する書類
- 2 学長は、前項の手続きを完了した者について入学を許可する。

(期 間)

第7条 科目等履修生の履修期間は、年度内の当該授業科目の開講期間とする。

(検定料、入学金、科目等履修料)

第8条 検定料及び入学金、科目等履修料は、次のとおりとする。

- | | |
|-----|--|
| 検定料 | 10,000円 |
| 入学金 | 30,000円（ただし、本学卒業生は免除とする。外国人留学生は半額とする。） |

科目等履修料

- | | |
|-------|-----------------|
| 講 義 | 10,000円（1単位につき） |
| 演 習 | 16,000円（1単位につき） |
| 実験・実習 | 24,000円（1単位につき） |
| 教育実習 | 30,000円 |

2 継続して科目等履修生となる場合は、入学金を免除する。

3 納付した検定料、入学金、科目等履修料は、原則として返付しない。

4 他機関との交流協定等により受け入れる際の検定料、入学金、科目等履修料は、別に定める。

(履修制限)

第9条 履修をしようとする科目において、本学学生の教育に支障をきたす場合には、その履修を制限することがある。

(履修できる単位数)

第10条 履修できる単位数は、1年を通して30単位以内とする。ただし、1学期のみの場合は、15単位以内とする。

(単位の授与)

第11条 科目等履修生は、履修した科目の試験を受けることができ、試験に合格したときは所定の単位を与える。

2 前項により単位を認定した場合は、単位修得証明書を交付する。

(諸証明書の交付)

第12条 科目等履修生には、身分証明書を交付する。

2 本人の請求により科目等履修生証明書を交付する。

(科目等履修生身分の取消)

第13条 科目等履修生が申し出たとき、又はその本分に反する行為があったときは、教授会の議を経て、学長が科目等履修生としての身分を取り消す。

(準用規定)

第14条 この規程に定めるもののほか、科目等履修生に関して本学学則を準用する。

(改 廃)

第15条 この規程の改廃は、評議会の議を経て、学長が決定する。

附 則 (1994年4月1日規程1994-1号)

この規程は、1994(平成6)年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、1996(平成8)年4月1日から施行する。

2 この規程の施行により、酪農学園大学聴講生規程は廃止する。

附 則

この規程は、1997(平成9)年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、1998(平成10)年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2001(平成13)年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2002(平成14)年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2008(平成20)年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2009(平成21)年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2012(平成24)年4月1日から施行する。

附 則 (2015年4月1日改正規程2015-38号)

この規程は、2015(平成27)年4月1日から施行する。

附 則 (2025年8月5日改正規程2025-207号)

この規程は、2025年10月1日から施行する。